

学校生活諸規則について

1 服装の種類

(1) 男子の服装

- ・黒詰襟学生服

- ① 本校指定の学生服を着用する。
- ② 中学校指定の学生服で、本校指定の学生服に準ずる場合は、生徒指導部の許可を得て着用することができる。
- ③ 冬季は、学校の許可するコートを着用してもよい。

(2) 女子の服装

- ・濃紺背広型スーツ。

- ① 本校指定の学生服を着用する。
- ② 左胸に校章及び学年章をつける。
- ③ 中学校指定のスカートで、本校指定の学生服に準ずる場合は、生徒指導部の許可を得て着用することができる。
- ④ 冬季は、学校の許可するコートを着用してもよい。

2 頭髪

- (1) 髪の色、脱色は禁止する。
- (2) 奇異な髪形は禁止する。

3 その他

- (1) 靴は、本校指定の運動靴、または白色・無地の運動靴とする。
- (2) 雨天のとき、自転車通学生は、雨合羽を着用すること。
- (3) 冬期は、女子は上衣の下に本校指定のスクールセーターを着用してもよい。男子は上衣の下に本校指定のスクールセーターを着用してもよい。
- (4) 冬期、マフラー・手袋・コートなどは通学に着用してもよいが、校舎内の着用は禁止する。女子は、コート着用時にマフラーを使用する場合、コートの下に着用すること。
- (5) 登下校には、休業日を含めて制服を着用する。

4 遵守事項

- (1) ソックスは、白色無地で装飾のないものとする。なお、ストッキングは黒または肌に近い色とする。
- (2) やむを得ない事情であると学校が認めた場合、異装について学校に相談する。

5 登下校

- (1) 8:25 までに登校すること。

遅刻または欠席の場合は、8:00～8:15 までに必ず保護者から学校に連絡してもらうこと。

- (2) 登下校は、原則として徒歩、自転車及び、バス・鉄道などの公共交通機関とする。
- (3) 単車・自動車の運転免許取得・運転及び、これらによる通学の禁止
- (4) 自動車等による送迎を原則として禁止する。

ただし身体的・健康上などの特別な事情があるときは、保護者より事前に連絡をして許可を受ける。

- (5) 登下校（日曜・祝祭日・長短期の休業日も含む）は規定の制服着用のこと。
- (6) 自転車通学は、所定の「自転車通学許可願」を出して許可を受け、鑑札を貼って使用すること。

自転車は校内の所定の場所に整理して置くこと。

交通ルールを守り、マナーの向上に努める。特にながら運転（スマホ・傘差し）・二人乗り厳禁。

- (7) 通学鞆は、華美でなく教材類を保護できるものを各自準備し使用すること。なお、他校の指定鞆や紙袋類は使用不可とする。

6 携帯電話（スマートフォン）等の取り扱いについて

- (1) 原則、校内での使用を禁止する。
- (2) 携帯電話を持ってくる場合は、届け出を行い、登校後、電源を切った状態で下駄箱の個人ロッカーに施錠保管し、教室への持ち込みを禁止する。

緊急の事情により使用する場合は、許可をとり、職員室前で取り扱うこと。

登下校中の携帯電話（スマートフォン）等の利用は、交通安全の観点から慎むこと

携帯電話（スマートフォン）等の使用については、ネット社会に関する知識、リスクを知り、マナーを守って、加害者もしくは被害者にならないように注意すること。

7 アルバイトの届出について

家庭の経済的理由などでやむを得ない場合は、担任・学年主任・生徒指導部及び、保護者と話し合い、教育的な観点から検討する。

8 忌引きについて

忌引きは次の期間である。

- ・ 父母（又は親権者）死亡 5 日以内
- ・ 曾祖父母、祖父母、兄弟姉妹死亡 3 日以内
- ・ 伯叔父母死亡 1 日